

中四国プロゴルフ会 細則

第一章 予選競技会

- 第一条 予選競技会は、年一回二日間で開催する
- 第二条 予選競技会は、適宜コースを選び行なう
- 第三条 予選競技会は、三十六ホールストロークプレーとする。タイスコアの場合は最終日のスコア、なおタイスコアの場合は最終日十八ホールからのカウントバックによりランキングを決定する。
- 第四条 予選競技会に於いてランキング付けをし、その賞金は前日までに発表する
- 第五条 会員は予選競技会に於いてスコア八十ストロークを超えた場合は、一ストロークのつき、五〇〇円を罰金として本会に納入しなければならない（上限五千円とする）
- 第六条 本会の開催する競技会に於いて、会員が競技規則等に違反し、競技に失格及びNRした場合には、懲罰金として五千円を本会に納入しなければならない（但し事故等は除く）
- 第七条 競技の短縮、コースの状況が適正なるプレーを不可能と判断したときには、十八ホールに短縮することができる。
- 第八条 予選競技会のスコア振替、振替希望競技が予選競技会と同週もしくは移動困難と会長が認めた試合の場合、査定規定スコアをもって振替することができる。

〔査定規定〕

○予選競技会

参加人数の順位三分の一（四捨五入）前後の五名（十一名）平均スコア（小数点第二位以下切り捨て）を基準査定スコアとする。

○JGTOツアー、チャレンジ、マNDER、その他の試合

参加人数の順位二分の一（四捨五入）前後の五名（十一名）平均スコア（小数点二位以下切り捨て）を振替査定スコアとする。

※振替希望競技が予選一日の場合は振替査定スコア×二とする。

※振替希望競技が予選二日間の場合は二日間の振替査定スコアとする。

※尚、タイの場合は予選競技会を上位とする

第二章 資格認証プロテストの予選会

第九条 研修生は、日本プロゴルフ協会資格認定プロテストの予選会（以下「中四国予選会」とする）申込締切日

（一月末）までに、テスト登録料として、金三万円＋消費税を本会に納入すること

第十条 中四国予選会は、日本プロゴルフ協会資格認定プロテスト第一次予選の一ヶ月以上前に行なう

第十一条 中四国予選会の試合形式は、三十六ホール以上で行なうこととする。なお、タイスコアの場合は、最終日のスコア、

なお、タイの場合は最終日十八ホールからカウントバックにより決定する

第十二条 第七条の規定は、日本プロゴルフ協会認証委員会からの指示があった場合、変更するものとする

第三章 贈呈金

第十三条 会員の一人上の重大なる慶弔等に対してする本会の贈呈金額は左記のとおりとする

- | | | | |
|---------------------|---------|----------------------------|---------|
| 一、会員の結婚祝儀 | 一〇、〇〇〇円 | 六、会員本人の死亡香典 | 一〇、〇〇〇円 |
| 二、会員の長子出産祝 | 一〇、〇〇〇円 | 七、会員の父母の死亡香典 | 一〇、〇〇〇円 |
| 三、会員の一ヶ月以上の休業加療病氣見舞 | 一〇、〇〇〇円 | 八、電報・生花等は会長、事務局長に一任する | |
| 四、日本プロ資格認証 | 三〇、〇〇〇円 | 九、功労金（二期以上の役員及び会長・事務局長に限る） | |
| 五、会員の妻の死亡香典 | 一〇、〇〇〇円 | | |

第十四条 総会及び役員・委員会の報酬 **PGA規定に準ずる**

第四章 後援資金

第十五条 規約第十三条第一号の後援資金は、中国・四国ゴルフ連盟に諮問した上で、その依頼先と分担金額を各年度の役員で協議し、会長がこれを定める

第十六条 前条の後援資金を受けた倶楽部（又は団体）に対しては、年度末の決算報告をしなければならない
日本プロゴルフ協会

【代議員】 明神正嗣 浜田節夫 土井亜月 広田 悟 中桐祐幸 沖野克文 平本 穩
中四国プロゴルフ会

【名誉会長】 上野忠美

【会 長】 広田 悟

【副会長】 明神正嗣 浜田節夫 土井亜月 中桐祐幸 沖野克文 平本 穩

【事務局長】 石川直人

【懲罰委員】 平本 穩

【会計監査】 中桐祐幸

【委 員】 大尾恭弘 重信秀人 山本豊秀 加藤弘文 川原 実 上野展之

【名誉顧問】 増田光彦

【顧 問】 西山正己 北中敬昭 牛島義則 田中光治 倉本昌弘 岡茂洋雄

【競技委員】 役員・委員（全員）

附 則

一、本細則の追加・削除、又は変更については会長の一任とする

二、本細則は、令和六年四月一日より実施する